

4 配属者欄には、再任用短時間勤務職員が1歳2か月までの子の育児休業又は1歳6か月までの子の育児休業をしようとする場合に記入すること。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第五号

庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年四月一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会文書取扱規程（昭和三十六年十二月青森県教育委員会訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

第一条の三を次のように改める。

（文書の取扱いの原則）

第一条の三 職員は、処理に係る事案について、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、その事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。

2 職員は、事務が円滑かつ適正に行われるよう、文書を正確かつ迅速に取り扱い、常にその処理経過を明らかにしなければならない。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第六号

庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年四月一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会教育長事務委任規程（昭和四十八年九月青森県教育委員会訓令甲第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「支出負担行為」の下に「（東青教育事務所長にあっては、青森県財務規則第二百七十一条第二項に規定する集中調達物品の購入（交換の方法による取得を含む。）に係るものを除く。）」を加える。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第七号

庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年四月一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会専決代決規程（昭和三十七年四月青森県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一職員福利課の項教育次長専決事項の欄中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同項課長専決事項の欄中第十五号を第十六号とし、第十一号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 叙位叙勲（生存者叙勲を除く。）の上申に関する事。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第八号

庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年四月一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程（昭和四十一年十二月青森県教育委員会訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一号中「第七条まで、」の下に「第七条の二（第二項を除く。）、」を加える。

別表の特別休暇の項中

地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合に与えられる休暇

を

地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合に与えられる休暇
一 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。
二 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

に、

「災害時において」を「災害又は交通機関の事故等に際して」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭